

公益財団法人鳥取県文化振興財団友の会 会員会則

(名称)

第1条 この会は、公益財団法人鳥取県文化振興財団（以下、「財団」）友の会という。

(事務局)

第2条 この会の事務局は、財団事務局（鳥取市尚徳町101-5鳥取県立県民文化会館（以下、「県民文化会館」）内におく。

(趣旨)

第3条 この会は、文化芸術事業への参加の機会を確保するとともに、財団の活動を支援する組織である。

(会員)

第4条 会員は、この会の趣旨に賛同し、入会の申込手続きをしたものをいい、会員の区分は次のとおりとする。

区分	ロイヤル会員	クローバー会員	ジュニア会員
年会費	12,000円	1,500円(1,000円)	無料
備考		催し物案内の送付を希望しない会員は年会費を1,000円とする。	県内小学生を対象とする。

(会員番号及び会員証の発行)

第5条 会員には、会員番号を発行することとし、入会方法ごとの会員証の発行及び受渡・取扱方法は次のとおりとする。

区分	ロイヤル会員 および クローバー会員	ジュニア会員	
入会方法	窓口・郵便振替	鳥取県文化振興財団 インターネット・チケットサービス [愛称：WEBチケット] (以下、WEBチケット)	窓口・WEBチケット
会員証の発行及び受渡・取扱方法	会員証を発行の上、窓口または送付にて受け渡しを行う。	WEBチケットのマイページを会員証として取り扱う。(会員証の発行を希望する場合は事務局に連絡)	ジュニアパスポートを発行し、窓口または送付にて受け渡しを行う。

(会員番号及び会員証の貸与)

第6条 会員番号及び会員証は、本人に限り有効である。他人に譲渡、または貸与することはできない。

(会員の有効期限)

第7条 会員の有効期限は、入会（更新）日から翌年の同月末日までとする。ただし、ジュニア会員は入会日から小学校卒業月末日までを有効期限とする。

2 会員資格の更新は有効期限前に文書で通知する。ただし、ジュニア会員は除く。

(会員証の紛失、盗難)

第8条 会員は会員証を紛失または盗難にあったときは、ただちに事務局に連絡し、事務局は再発行する。

(特典)

第9条 会員は、次の特典を受けることができる。ただし、(2)(3)の特典を有効期限内に利用しなかった場合、更新後に繰り越すことはできない。

ロイヤル会員	クローバー会員
<p>(1) チケットの先行販売 (予約)</p> <p>財団主催公演における先行販売 (予約) は、第1順位 ロイヤル会員、第2順位 クローバー会員の順で実施する。</p> <p>ア 先行販売 (予約) は、財団が指定する公演で、会員の有効期限内に実施されるものに限る。</p> <p>イ 先行販売 (予約) の会員種別ごとの期間、購入 (予約) 可能枚数・方法等の詳細は、公演ごとに財団が決定し、事前に案内する。ただし、WEBチケットととり登録者に限定して案内する場合がある。</p> <p>ウ 先行販売 (予約) は、WEBチケットととり・窓口・電話等による受付とし、その方法は予め財団が指定する。その際、氏名・会員番号等を照合した上で受け付ける。</p> <p>エ 会員は、予約したチケットを予め財団が指定する支払い・引き換え方法から希望する方法を選択し、定められた期間内において、支払いと引き換えを行うものとする。</p> <p>オ 定められた期間内に支払い・引き換えがない場合は、予め通知せず予約を無効とする場合がある。会員は期間内に引き換えできない場合は、必ず事務局に連絡することとする。</p> <p>カ 財団以外が主催する公演の先行販売 (予約) を実施する場合、詳細は公演ごとに事前に案内する。</p>	
<p>(2) 財団主催公演への特別招待</p> <p>ア 財団が指定する公演で、有効期限内に1回・1公演・1枚を無料で招待する。</p> <p>イ 対象公演は年度当初に案内する。ただし、年度途中に対象公演を追加する場合がある。</p> <p>ウ 会員は、対象公演の中から希望の公演を選択し、電話または窓口で無料招待を申し込むものとする。その際、氏名・会員番号等を照合した上で受け付ける。ただし、申込後のキャンセル・変更はできない。</p>	
<p>(3) チケット購入後のキャンセルサービス (招待券を除く)</p> <p>ア 会員は、財団主催事業に限り、有効期限内に2回・公演前日までに県民文化会館、倉吉未来中心及びアルテプラザ (財団西部事務所) にキャンセルを申し出ることができる。ただし、当財団以外のプレイガイドで購入したチケットのキャンセルはできない。</p> <p>イ 会員は、窓口または郵送で、チケットの返却及び払戻しの手続きを行うものとする。公演・購入・支払方法・払戻し手続き方法によって、払戻期間・返金時期・方法は異なる。</p> <p>ウ 財団が予め定めた払戻期間内に手続きがない場合は、払戻しを無効とする場合がある。会員は期間内に手続きできない場合は、必ず事務局に連絡することとする。</p> <p>エ 払戻しの対象は、チケット代金、チケット購入時の送料、チケット払戻しにかかるチケット等返送時の送料とする。</p>	
<p>(4) アーティストとの交流企画</p> <p>ア 会員は財団が指定する財団主催事業において、アーティストとの交流企画に参加することができる。交流企画はドリンク代等を徴収する場合がある。</p> <p>イ 対象となる公演および交流企画の内容は、公演ごとに案内する。</p>	
<p>(5) レストラン等協力店での優待</p> <p>県内のレストラン等協力店で、会員限定サービスを受けることができる。協力店は毎月の送付物により案内する。</p>	
<p>(6) 催し物案内等の送付 (毎月)</p> <p>ア 財団発行の情報誌「Arte (アルテ)」や財団主催の公演情報等を受け取ることができる。</p> <p>イ 財団以外が主催する公演情報 (案内可能なもの) を受け取ることができる。</p> <p>※会員資格の更新案内を除き、希望しない会員への毎月の送付は行わない。</p>	

ジュニア会員
<p>(1) ダイレクトメールの送付</p> <p>財団主催事業に関するジュニア会員専用の公演情報等を年4回受け取ることができる。</p>
<p>(2) スタンプラリー</p> <p>ア 財団主催事業に参加し、スタンプラリーカードを提示すると、スタンプを集めることができる。</p> <p>イ 規定のスタンプ数に達した場合、指定する公演の招待券をプレゼントする。</p>

(届出事項の変更)

第10条 会員が事務局またはWEBチケットととりに届けた氏名、住所、連絡先等に変更が生じた場合は、ただちに会員本人より連絡または変更手続きを行うこととする。(親族からの連絡の場合、個人情報保護の観点より、連絡者の「続柄・住所・電話番号」を聞き取る場合がある。)

2 会員は、届出をしないことにより、事務局からの送付物が延着、または不到着となっても、異議を申し述べることはできない。

(会員資格の喪失)

第11条 会員は下記のいずれかの事由に該当する場合、その資格を失うものとする。

- (1) 退会
- (2) 転居などにより連絡先が不明になった時
- (3) 会員の死亡
- (4) 本会の解散

(退会)

第12条 会員はいつでも退会することができる。その場合は事務局へ連絡の上、会員は会員証を返却する。ただし、納入済みの年会費は、返却しないものとする。

(個人情報の取扱い)

第13条 財団は、「鳥取県文化振興財団個人情報保護規程(平成17年5月27日制定)」に基づき、次に掲げた事項を念頭に置き、会員情報の保護に万全を期すこととする。

- (1) 個人情報の取扱いについて、関連法規、政令その他の法規を遵守する。
- (2) 会員から提供された個人情報は、以下の目的でのみ使用し、それ以外には一切使用しない。
 - ア 財団に関する案内(情報誌「Arte(アルテ)」、先行販売(予約)及び催事案内等含む)の送付
 - イ 財団の事業、サービスの開発・改善を目的とした調査・研究のための分析・データ集積、アンケートの送付
 - ウ 財団友の会の更新手続き等に関する案内の送付
 - エ チケット先行販売(予約)に伴う本人確認及び連絡
- (3) 個人情報の提供は、会員自身の意思で本人が行うものとする。
- (4) 会員の個人情報は、法令に定めのある場合を除き、本人の同意を得ることなく第三者に提供しない。
- (5) 会員に送付物を適性かつ迅速に送付するため、その作業を外部の企業に委託して行うことがある。その場合、委託先において個人情報が安全に管理されるよう適切に監督する。
- (6) 会員の個人情報の変更及び抹消は、会員本人からの要請にて受け付ける。(ただし、会員親族からの要請の場合、要請者の「続柄・住所・電話番号」の聞き取りを行う。)

(会則及び制度の変更)

第14条 この会則及び友の会会員制度を変更する場合は、会員に通知する。

(委任)

第15条 この会則に定められていない事項について必要があるときは、別に定めるものとする。

附 則

この会則は、令和3年4月1日から施行する。